

令和2年6月15日

保護者様

磐田市立向笠小学校長 佐伯 泰司

新型コロナウイルス感染症予防に係る「水泳の授業」実施の対策について

日頃から、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本校では子どもたちが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、様々な感染症対策を講じているところですが、水泳シーズン到来を間近に控え、プール使用時における感染症対策を心配されている方も多いことと思います。

先日、感染症の専門家の見解を踏まえてスポーツ庁から出された通知には、以下の内容が示されています。

“学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしたりしながら学習を行うなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。”

この内容を受け、本校では7月から実施予定の「水泳授業」において、裏面のように感染症予防対策を講じていきます。なお、水泳授業において、心配なことや不安なことがありましたら、お気軽に学級担任まで御相談ください。よろしく申し上げます。

担当 体育主任
(坂田)
電話 38-0360

「水泳授業」実施における対策

1 「水泳授業」に関わること

(1) 着替えについて

ア 密を避けるために、女子は2か所のプール更衣室、男子は教室・空き教室を利用するとともに、換気を徹底します。

イ タオルを置く場所を一箇所にせず、分散して置くようにします。

(2) 指導場面について

ア 準備運動、シャワーの使用、入水においては、児童同士が距離を保つことができるように配慮します。

イ 児童が距離を保ちやすい環境をつくるために、泳いだり移動したりする方向の統一や一度に入水する人数の制限をします。またプールサイドの待機については、目印を置く等、児童自身が意識して密を避ける行動ができる環境づくりを行います。

ウ プールサイドで見学する際には、間隔を空け、しゃべらないことを前提にマスクの着用を求めません。

(3) その他

ア 器具庫の入口にアルコールを常備し、用具を使用する前に手指の除菌をすることで、感染拡大を防ぎます。

イ 授業の開始前、終了後に手洗い、うがい、消毒をするように指導します。

2 各御家庭にてお願いしたいこと

(1) 保健衛生面について

ア 事前に耳垢をしっかり取り、爪も切っておくようにしてください。

イ 髪の毛の長い児童は、ゴムを持参してまとめるようにしてください。

ウ 目・耳・鼻・皮膚の病気がある場合は、水泳授業が始まるまでに治療をお願いします。

(2) 健康観察について

体育で水泳の授業がある日は、健康調査を実施いたします。現在、毎日記入していただいている健康観察表と兼ねますので、水泳がある日は、水泳授業に関する項目も御記入の上、学級担任まで提出するようにしてください。

なお保護者の確認（印、サイン）がない場合は、安全上の理由により、入水できずに、見学となってしまいますので、御注意願います。